

改正案	現行
<p>（登録の更新） 第四条の二（略） 2・3（略）</p> <p>第四条の二の二 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）以下「令」という。）第一条第二項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）（当該会社等の子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等を含む。）以下同じ。）を含む。）が子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等（破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた子会社等以外の他の会社等その他これらに準ずる子会社等以外の他の会社等であつて、当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この条において同じ。）の議決権</p>	<p>（登録の更新） 第四条の二（略） 2・3（略）</p>

の三分の一を超えて自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等

二 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等の議決権の五分の一以上三分の一以下を自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該会社等の役員、執行役、業務を執行する社員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1) 当該子会社等以外の他の会社等の代表取締役若しくは代表執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

(2) 当該子会社等以外の他の会社等の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任している者の総数の五分の一を超える割合を占めていること。

ロ その他当該会社等が当該子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保

有している議決権とを合わせて、子会社等以外の他の会社等の議決権の三分の一を超えて保有している場合（当該会社等が自己の計算において議決権を保有していない場合を含む。）における当該子会社等以外の他の会社等であつて、前号イ又はロに掲げる要件のいずれかに該当するもの

（電磁的方法の種類及び内容）

第二十二條の二の五の二 令第二條第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に掲げる方法のうち電気通信事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

第二十二條の二の六 法第二十六條の二第三項の総務省令で定める方法は、第二十二條の二の五第一項第四号に掲げる方法とする。

（利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備）

第五十四條の二 令第十條第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

一～四 （略）

第二十二條の二の六 法第二十六條の二第三項の総務省令で定める方法は、前条第一項第四号に掲げる方法とする。

（利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備）

第五十四條の二 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）第八條第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

一～四 （略）

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（交付金の額の算定方法等）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額（第二十四条に規定する方法により算定した収益の額をいう。以下同じ。）に占める割合が施行令第五條第二項に規定する割合（以下この項並びに第二十七条第六項及び第七項において単に「限度割合」という。）を超える場合又は適格電気通信事業者が負担する第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたものの当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、前項の規定にかかわらず、法第九九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、補てん対象額から、次に掲げる額の合計額を控除する方法とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>3～4 （略）</p>	<p>（交付金の額の算定方法等）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額（第二十四条に規定する方法により算定した収益の額をいう。以下同じ。）に占める割合が施行令第三條第二項に規定する割合（以下この項並びに第二十七条第六項及び第七項において単に「限度割合」という。）を超える場合又は適格電気通信事業者が負担する第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたものの当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、前項の規定にかかわらず、法第九九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、補てん対象額から、次に掲げる額の合計額を控除する方法とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>3～4 （略）</p>

(収益の額の算定方法)

第二十四条 施行令第五条第一項の総務省令で定める方法は、次に掲げる電気通信役務(他の電気通信事業者の契約約款又は料金に基づいて電気通信役務の提供を受けて、利用者に提供する電気通信役務を除く。)の提供に係る収益の額(電気通信設備の接続に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約(以下「接続協定等」という。))により取得する金額又は料金を含む。)を合計する方法とする。

一〜三 (略)

2・3 (略)

(収益の額の支援機関への提出)

第二十五条 前条の規定により算定した収益の額が施行令第五条第一項に規定する基準(以下この条において単に「基準」という。)を超える算定対象電気通信事業者(別表第十一に掲げる指定された電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者に限る。)は、次に掲げる事項を記載した書類を、年度経過後五月以内に支援機関に提出するものとする。

一〜四 (略)

2・3 (略)

(収益の額の算定方法)

第二十四条 施行令第三条第一項の総務省令で定める方法は、次に掲げる電気通信役務(他の電気通信事業者の契約約款又は料金に基づいて電気通信役務の提供を受けて、利用者に提供する電気通信役務を除く。)の提供に係る収益の額(電気通信設備の接続に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約(以下「接続協定等」という。))により取得する金額又は料金を含む。)を合計する方法とする。

一〜三 (略)

2・3 (略)

(収益の額の支援機関への提出)

第二十五条 前条の規定により算定した収益の額が施行令第三条第一項に規定する基準(以下この条において単に「基準」という。)を超える算定対象電気通信事業者(別表第十一に掲げる指定された電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者に限る。)は、次に掲げる事項を記載した書類を、年度経過後五月以内に支援機関に提出するものとする。

一〜四 (略)

2・3 (略)

<p>(略)</p>	<p>第一種指定 電気通信設 備接続料規 則(平成十 二年郵政省 令第六十四 号)</p>	<p>(略)</p>	<p>第二十一条</p>	<p>(略)</p> <p>五、第二十三条の七、第二十三条の九の三、第二十三 条の十四、第二十三条の十五、第二十四条、第二十五 条の二から第二十五条の五まで、第二十五条の七の二 から第二十五条の九まで、第二十六条、第二十七条の 五、第二十八条、第三十条、第四十条の三、第四十条 の四の三第一項、第四十条の五、第四十条の九第一項 、第四十条の十第一項、第四十条の十二、第四十条の 十三、第四十条の十四第一項第二号、第四十条の十七 、第四十条の十八、第四十一条から第四十五条まで、 第四十七条、第四十八条、第四十九条第一項、第五十 七条、第六十条の二並びに第六十三条第三項</p>
<p>(略)</p>	<p>接続料規則 (平成十二 年郵政省令 第六十四号)</p>	<p>(略)</p>	<p>第二十一条</p>	<p>(略)</p> <p>九の三、第二十三条の十四、第二十三条の十五、第二 十四条、第二十五条の二、第二十五条の三、第二十五 条の四、第二十五条の八、第二十五条の九、第二十六 条、第二十七条の五、第二十八条、第三十条、第二十 条の三、第四十条の四の三第一項、第四十条の五、第 四十条の九第一項、第四十条の十第一項、第四十条の 十二、第四十条の十三、第四十条の十四第一項第二号 、第四十条の十七、第四十条の十八、第四十一条から 第四十五条まで、第四十七条、第四十八条、第四十九 条第一項、第五十七条、第六十条の二並びに第六十三 条第三項</p>

○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年総務省令第三十号）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（電気通信事業法施行規則の一部改正）			
第一条（略）			
様式第一中「第4条第1項」の次に「、第4条の2第1項」を、 <u>「電気通信事業登録」</u> の次に「（登録更新）」を、 <u>「電気通信事業法第9条」</u> の次に「（第12条の2）」を、「の登録」の次に「（登録の更新）」を加える。			
（並）			
様式第四中「第4条第3項第2号」の次に「、第4条の2第3項第2号」を加える。			
29	電報	受付及び配達の業務 を行う場合	
30	上記1から29までに掲げる電気通信 信業務以外の電気通信業務	受付及び配達の業務 を行わない場合	
」			
（電気通信事業法施行規則の一部改正）			
第一条（略）			
様式第一中「第4条第1項」の次に「、第4条の2第1項」を、 <u>「電気通信事業登録」</u> の次に「（登録更新）」を、「第9条」の次に「（第12条の2）」を、「の登録」の次に「（登録の更新）」を加える。			
（並）			
様式第四中「第4条第3項第2号」の次に「、第4条の2第3項第2号」を加える。			
29	電報	受付及び配達の業務 を行う場合	
30	上記1から29までに掲げる電気通 信業務以外の電気通信業務	受付及び配達の業務 を行わない場合	
」			
29	ドメイン名電 気通信業務	第59条の2第1項第 1号イに掲げるもの	

	第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの	
	第59条の2第1項第2号に掲げるもの	
	受付及び配達の業務を行う場合	
30	電報	受付及び配達の業務を行わない場合
31	上記1から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

に

「

改め、同様式の注1ただし書中「及び5」を「5及び8」に改め、同様式の注4中「昭和63年郵政省令第6号。」を削り、同様式中注9を注10とし、注8を注9とし、注7の次に次のように加える。

8 ドメイン名電気通信役務のうち、「第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」又は「第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること

(略)

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第五条 (略)

様式第十五の三を様式第十五の四とし、様式第十五の二の二の次に次のように加える。

(略)

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

	第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの	
	第59条の2第1項第2号に掲げるもの	
	受付及び配達の業務を行う場合	
30	電報	受付及び配達の業務を行わない場合
31	上記1から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

に

「

改め、同様式の注1ただし書中「及び5」を「5及び8」に改め、同様式の注4中「昭和63年郵政省令第6号。」を削り、同様式中注9を注10とし、注8を注9とし、注7の次に次のように加える。

8 ドメイン名電気通信役務のうち、「第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」又は「第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること

(略)

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第五条 (略)

様式第十五の三を様式第十五の四とし、様式第十五の二の二の次に次のように加える。

(略)